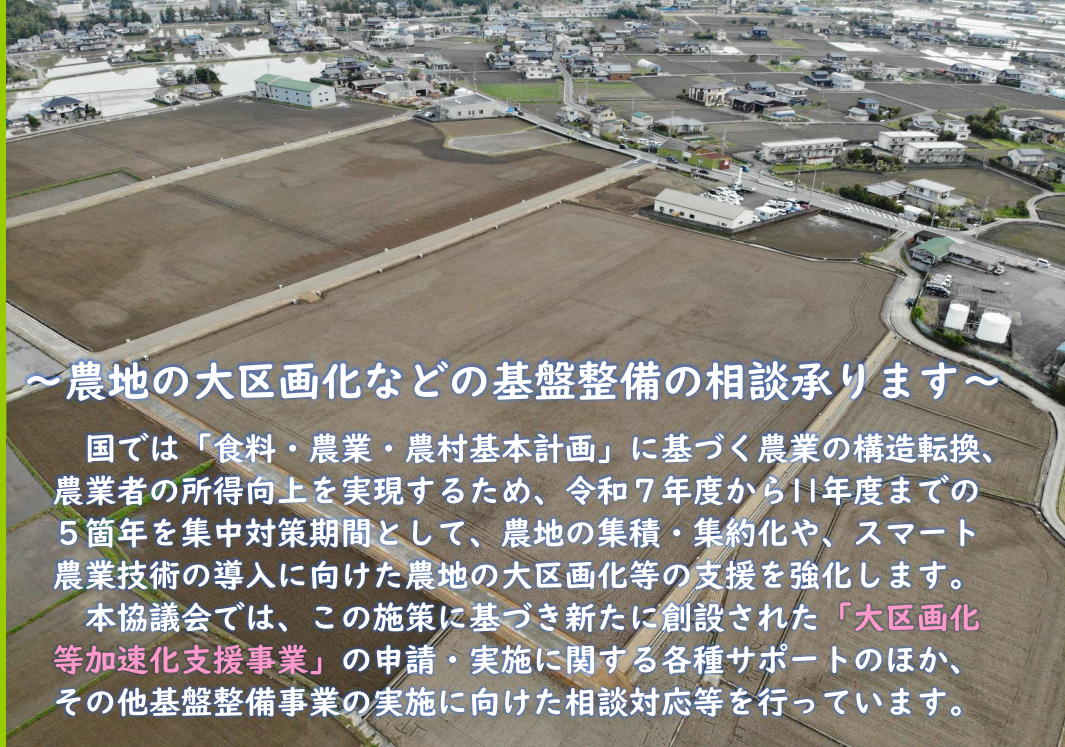


# 徳島県農地大区画化推進協議会等



～農地の大区画化などの基盤整備の相談承ります～

国では「食料・農業・農村基本計画」に基づく農業の構造転換、農業者の所得向上を実現するため、令和7年度から11年度までの5箇年を集中対策期間として、農地の集積・集約化や、スマート農業技術の導入に向けた農地の大区画化等の支援を強化します。本協議会では、この施策に基づき新たに創設された「**大区画化等加速化支援事業**」の申請・実施に関する各種サポートのほか、その他基盤整備事業の実施に向けた相談対応等を行っています。

## 「大区画化等加速化支援事業」とは？

農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う（外注可）畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援する事業です。

### 事業のポイント

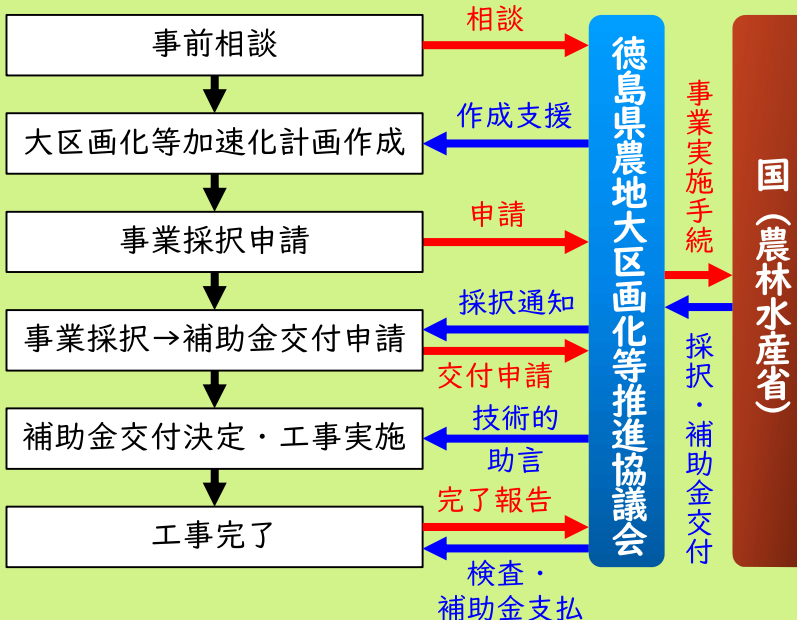
- ① 定額助成のため、従来の事業のような事業費要件や地元負担率の設定がないため、事業実施のハードルが低くなっています。
- ② 農地の大区画化以外にも、暗渠排水や除礫、客土などの農地の条件改善も併せて実施可能です。
- ③ 工事費とは別に地元調整や測量設計、スマート農業の導入（機器のリース等）等に活用できる経費として「条件改善推進費（年間上限300万円）」の交付が受けられます。



※ Google®フォトアプリにより加工

実施主体：土地改良区、水利組合、JA、多面的機能支払交付金の活動組織、農業者個人など  
 対象農地：農振農用地区域において地域計画が定められた区域  
 実施要件：「大区画化等加速化計画」を策定し、農用地の区画拡大を行うこと  
 補助額：定額助成（裏面及び農林水産省パンフレットを御参照ください）

## 「大区画化等加速化支援事業」実施の流れとサポート体制



「徳島県農地大区画化等推進協議会」では、大区画化等加速化支援事業の実施に当たり、事業実施主体となる皆様方からの相談に随時対応し、工事完了までの各プロセスにおけるサポートを行っています。また、本事業以外の農業基盤整備に対する相談も承っております。

### お問合せ先

徳島県農地大区画化等推進協議会事務局  
 （徳島県農林水産部生産基盤課）  
 電話番号：088-621-2443  
 （徳島県土地改良事業団体連合会）  
 電話番号：088-626-3956



# 大区画化等加速化支援事業の主な交付単価



各ハード事業のメニューのうち、主なものを抜粋したものです。  
 (全ての交付単価は右記QRコードより農林水産省webサイトに移動して御確認ください。)

ハード事業	事業内容				助成額		
	条件	ほ場の高低差	表土扱い	全て自力施工	通常	集約化※ <sup>1</sup> する場合	大区画化※ <sup>2</sup> する場合
1. 農用地の区画拡大	畦畔除去、水路変更、均平作業等による区画の拡大						
	ア 水路変更なし	10cmを超える	行う	行う	20万円/10a	24万円/10a	26万円/10a
				行わない	27.5万円/10a	33万円/10a	36万円/10a
		10cm以下	行わない	行う	6万円/10a	7万円/10a	7.5万円/10a
				行わない	7万円/10a	8万円/10a	9万円/10a
	畦畔除去のみ				4万円/100m	4.5万円/100m	5万円/100m
	イ 水路変更あり	10cmを超える	行う	行う	33万円/10a	39.5万円/10a	43.5万円/10a
				行わない	46.5万円/10a	55.5万円/10a	61万円/10a
10cm以下		行わない	行う	18.5万円/10a	22万円/10a	24万円/10a	
			行わない	25.5万円/10a	30.5万円/10a	33.5万円/10a	
2. 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設						
	ア バックホウ施工	行う	行う	16.5万円/10a	19.5万円/10a	21.5万円/10a	
			行わない	22.5万円/10a	27万円/10a	29.5万円/10a	
	イ トレンチャ施工	行わない	行う	13.5万円/10a	16万円/10a	17.5万円/10a	
行わない			18万円/10a	21.5万円/10a	23.5万円/10a		
3. 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設						
			行う	行う	17万円/100m	20万円/100m	22万円/100m
				行わない	24万円/100m	28.5万円/100m	31.5万円/100m
4. 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更						
	樹園地			行う	24.5万円/10a	29万円/10a	32万円/10a
				行わない	35万円/10a	42万円/10a	46万円/10a
	樹園地以外の畑地			行う	15万円/10a	18万円/10a	19.5万円/10a
				行わない	21.5万円/10a	25.5万円/10a	28万円/10a
	給水栓設置のみ			行う	2万円/箇所	2万円/箇所	2.5万円/箇所
行わない				2.5万円/箇所	3万円/箇所	3万円/箇所	
5. 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土						
			行う	行う	19万円/10a	22.5万円/10a	25万円/10a
				行わない	27.5万円/10a	33万円/10a	36万円/10a
6. 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫						
			行う	行う	17万円/10a	20万円/10a	22万円/10a
				行わない	25万円/10a	30万円/10a	33万円/10a

ソフト事業	事業内容	助成額
条件改善推進費	権利関係等の調査・調整等を定額で支援 ① 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動に必要となる経費 ② ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定に関する経費 ③ 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる経費	年間最大300万円

※1 同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の集まりになっているものをいいます。

※2 1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。